

令和3年第1回総会

山武市農業委員会会議録

令和3年1月5日 開会

令和3年1月5日 閉会

令和3年第1回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年1月5日（火）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（3）令和2年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について
て
（4）利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和3年第1回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 会長、ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和2年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和3年1月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされており、以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより令和3年第1回山武市農業委員会総会

の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。欠席委員は議席番号9番、小川委員、議席番号13番、藤田です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号14番今関委員、議席番号15番鈴木委員の両委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告を求めます。

事務局長

それでは、総会資料の4ページを御覧いただきたいと存じます。

通知のあった件数は2件でございます。

いずれも利用権の賃貸借でございまして、貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
議案1号1番について説明いたします。
今回の申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人におきましては、自宅に近い申請地を所有したいということであります。譲渡人は高齢であり、維持管理ができないということで、売買により所有権の移転を申請いたします。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員からの補足説明等を求めます。

井野委員 議席番号12番の井野です。
ただいま齋藤推進委員が申したとおりでありまして、別段問題ございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第1号、申請番号1について許可することに御異議の

ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。

第1号議案2番について説明申し上げます。

今回の申請は、贈与による所有権の移転であります。譲渡人におきましては、相続でこの土地を相続したわけですが、農業経験もなく、長年荒れていた田んぼであります。譲受人の自宅前の場所にこの田んぼがあるということで、譲受人に贈与したということになります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員から補足説明等を求めます。

井野委員 議席番号12番井野です。

ただいま齋藤推進委員が申したとおりで、別段問題ございません。

権利者については、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について許可することに御異議な

い方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。

議案第1号3番について説明いたします。

この申請は、所有権移転、売買であります。譲受人は、現在耕作している田んぼでありまして、譲渡人については、高齢で後継者がいないため、規模を縮小したいということで売買になりました。

ひとつよろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。

ただいま高橋推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いをいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。

第1号議案の4番について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。譲渡人は、規模縮小のためということでした。譲受人は、経営規模拡大をして、落花生を栽培、作付する予定だそうです。何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。

ただいま布施推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はありません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次の議案第1号、申請番号5については、地区担当推進委員が欠席ですので、地区担当推進委員に代わり、隣接地区農業委員、議席番号5番川島委員からの説明を求めます。

川島委員 議席番号5番、川島です。よろしく申し上げます。

この件については、所有権移転の売買です。先日、譲受人のところへ行って聞いてきました。もう長い間、10年以上耕作している土地であり、今回、譲渡人が農業を後継者もないからやめたいということで売買が成立したそうです。譲受人につきましては、高齢ですけれども後継者がいるということで、問題はないということで、地元といたしましても特に問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 隣接地区農業委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等を求めます。

古谷委員 議席番号11番、古谷です。

ただいま川島農業委員から説明があったとおりであります。権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長 隣接地区農業及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号5について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号6について、地区担当推進委員の椎名委員が欠席しておりますので、事務局から説明のほうをお願いいたします。

事務局 申請番号6番について説明させていただきます。

譲受人は市外の方ではありますが、後継者もおり、手広く農業をしている方です。規模拡大ということですが、何ら問題ないかと思われします。御審議のほど、お願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員から補足説明等を求めます。

齊藤委員 議席番号6番の齊藤です。

ただいま事務局のほうから説明がありましたとおりで、これは贈与による所有権移転でありまして、譲渡人のほうは山武管内でも1位、2位の経営規模を誇る養豚農家でありまして、水田より養豚というような考え方はなかろうかと思えます。譲受人におかれましては、経営規模拡大ということで、何ら問題はないのではないかと思われします。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局長 補足いたします。事務局のほうから説明させていただきましたが、これだけ大きな面積、贈与ということで、これにつきましては、松尾町広根のほうで養豚を行っている譲渡人については、譲受人が所有している隣町にある養豚をやっていた場所があります。そこにまだ建物が残っているということで、そこと交換をするというようなことで、お金のやり取りがないということで、贈与という扱いになっております。交換する場所は隣町なので、うちのほうでは詳細が分からないというところがございますが、その場所と遜色のない価値

ただいま地区担当推進委員さんから御説明のあったとおりです。何ら問題はないと思われます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号7について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号8について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の8について説明いたします。

この案件は、昨年11月に上がった案件の続きでございます。親子間での贈与による所有権移転でございます。申請理由は、譲渡人が海外移住をすることになったため耕作できないということで、親であります譲受人に贈与による所有権移転をするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員から補足説明等を求めます。

高野委員

議席番号10番、高野です。

今、小川推進委員から説明のあったとおりでございます。海外移住と言っていましたが、今、コロナでなかなか向こうに渡れないということで、参りましたと話をしておりました。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議をお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号8について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号9について、地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員

地区担当推進委員の廣口です。

申請番号9番について御説明申し上げます。

この件は、売買による所有権移転でございます。譲受人は規模の拡大、譲渡人におきましては規模縮小です。御審議よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番鈴木委員から補足説明等を求めます。

鈴木委員

議席番号15番、鈴木です。

ただいま廣口委員さんから話があったように、地元としては何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議をよろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号9について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号10について、地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口です。

10番について御説明申し上げます。

この件は、売買による所有権移転であります。譲受人は現在会社員ではあるのですが、新規就農するようであります。譲渡人におきましては、最近相続をしたのであります。農業を行わないためです。譲受人は現在住所は東京の住所ではあります。九十九里のほうに別荘があり、そこから通って果樹栽培を行うそうです。慎重審議をお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番鈴木委員から補足説明等を求めます。

鈴木委員 議席番号15番、鈴木です。

ただいま廣口委員さんから話があったように、譲渡人は、父親が亡くなって、娘さんが相続しました。場所を見てきた

んですけど、山の畑なんですよ。もう荒れちゃってて、それをどうにかしたいということで、今回、譲受人が新規就農で果樹を植えるということで、私ども地元としては、荒れていたところをきれいにしてもらえれば非常にいいなということで、何ら問題ございません。

よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議お願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号10について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号11について、地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。

申請番号11について御説明申し上げます。

これは売買による所有権移転です。譲渡人に対しては離農している為手放したい。譲受人に対しては自宅が近い為、利便性が高い為ということです。譲受人については、多少皆さん御存じのとおり、問題のある方ですが、当該地域の現状を見てきましたが、ススキで覆われていて、そのままよりましだろうという状態になると思います。麦とかソバを作るそうです。よろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号17番鈴木委員から補足説明等を願います。

鈴木委員

議席番号17番、鈴木でございます。

地区担当推進委員の説明したとおりでございます。権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員会からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号11について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第5号

議長

日程第5、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

最初に、議案第2号、申請番号1及び2を審議しますが、この案件は同一事業者による同一事業です。一括して審議することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一括審議とします。

議案第2号、申請番号1及び2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号申請番号1及び2について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員 地区担当推進委員の加藤でございます。
この間から何回も現地を確認しに行きまして、現地を見てもきましたが、何ら問題ないと思います。宅地分譲をすることなので、多少というか相当荒れていまして、分譲してもらったほうが周りからもいいということなので、よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の古谷委員からの報告を求めます。

古谷委員 議席番号11番の古谷です。
今、加藤推進委員から御説明がありましたように、本件は第三種農地への宅地分譲用地の土地の造成です。農地法で、土地の造成のみを目的とする農地転用は、原則として不許可になります。しかし、都市計画法上の用途地域内における住宅等の造成の為の農地転用であって、当該農地をこれらの施設用に供することが確実な場合は許可し得るという例外規定、農地法施行規則第57条第1項第5号に該当しますので、許可相当と思われまふ。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませぬか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。
質疑なしと認め、採決いたします。
議案第2号、申請番号1及び2について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。この件については、許可相当として、意見を付すことに決定します。

次に、議案第2号、申請番号3について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号番号3について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
申請番号3番について説明申し上げます。
今回の申請は転用を伴う所有権移転であり、譲受人におきましては住環境、生活環境、交通の利便に恵まれた住宅用地として最適な場所ということで、選定したということです。
場所はドン・キホーテの裏側にあり、周りはほとんどが住宅となっております。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の井野委員からの報告を求めます。

井野委員 議席番号12番の井野です。
ただいま、事務局並びに推進委員から説明があったとおり、本件は第三種農地への建て売り分譲住宅3棟の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、許可相当だと思われまます。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。
質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号、申請番号3について許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第2号、申請番号4について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号4について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
申請番号4番について御説明申し上げます。
今回の申請は転用を伴う所有権の移転であります。東金に住んでおります高齢の1人住まいの父親が近くに住みたいということで、現在住んでいる隣の土地に新しく家を建て、父親を現在住んでいる家に住んでもらうということで、今回の土地の取得となりました。よろしくをお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の井野委員からの報告を求めます。

井野委員 議席番号12番の井野です。
ただいま、事務局並びに推進委員の報告のとおりでありまして、何ら問題ございません。本件は第三種農地への専用住宅の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、許可相当と思われまます。
よろしくお願いいいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号4について許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第2号、申請番号5について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号申請番号5について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

菊池推進委員

地区担当推進委員の菊池です。

第5号議案、5番について御説明申し上げます。

これは所有権移転ということになっておりますが、譲受人の会社である取締役の義理のお母さんに当たります。この案件は8月に農振の軽微な変更で通っております。

そこに農業用倉庫並びに乾燥施設を建てるということですが、問題があるとすれば乾燥機やもみすりのほこりを気をつけることが大事だと思います。ほかには問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の井野委員からの報告を求めます。

井野委員

議席番号12番の井野です。

これも事務局並びに地元推進委員の申したとおりでありまして、何ら問題ございません。本件は農業用施設の建設であ

り、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、許可相当と思われます。よろしく願いいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第2号、申請番号5について許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。
次に、議案第2号、申請番号6について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号6について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。説明します。
去年の7月頃、農振の軽微変更の申請を行い、今回、転用申請ということであります。自宅敷地が公共事業であります災害避難道路に一部かかるため、今回、農業用施設を移転したいということの申請でございます。
両総用水の事業の隣地ではありますが、問題はないと思われまますので、何卒よろしく願いいたします。

議長 地区推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の古谷委員からの報告を求めます。

古谷委員

議席番号11番古谷です。

ただいま、川村委員からの御説明のとおりで、本件は農業用施設の建設であり、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、許可相当と思われます。よろしく御審議お願いいたします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。

質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号6について許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第2号、申請番号7について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号申請番号7について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の遠藤委員からの説明を求めます。

遠藤推進委員

地区担当推進委員の遠藤でございます。

ただいまの案件に対しまして御説明を申し上げます。

この案件は平成27年に、農振の除外をされまして、家を建てるということで申請が上がった土地でございます。これは譲受人、譲渡人ともに親子でございます。譲受人はアパートにいて手狭だということで、ぜひ家を建てたいということになったそうでございます。地域としては何ら問題はございません。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の古谷委員からの報告を求めます。

古谷委員 議席番号11番古谷です。
ただいま、遠藤委員からも説明があったとおりで、本件は第二種農地への専用住宅の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われま
すが、したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当であると思われま
す。よろしく御審議お願いいたしま
す。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第2号、申請番号7について許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和2年度第10次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。
この議題に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

所有権移転個人明細番号1及び2並びに利用権設定個人明細番号1から15を一括して採決します。

本件について原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、利用権設定における借受者移転計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定審査に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。

最初に番号1について、地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

菊池推進委員

地区担当推進委員の菊池です。

1番について御説明申し上げます。

これは3人、親子でございます。更新です。施設イチゴの観光イチゴ園です。今後、高設の設備投資を行い、狭隘な環境を整備するとともに、集客力を強化する。昨年開発した独

自パッケージを利用した直売部門を促進し、利益性を上げる
そうです。よろしく申し上げます。

議長 次に、番号2について、地区担当推進委員の高橋委員から
の説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。
2番について説明いたします。
更新であります。平成27年12月に株式会社を設立し、個人
経営を法人経営にシフトしております。アイガモ農法による
特別栽培米やインターネット販売、自然食品の販売を進めて
おります。これからも一生懸命やるそうですので、よろしく
申し上げます。

議長 次に、番号3について、地区担当推進委員の堀越委員から
の説明を求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。
3に対して説明いたします。
本件は新規です。この方は東金市に在住して、同居人と
2人で水稲、ネギの栽培をしております。今後、申請者の保
有している貸してある土地が返ってくるといことで、こち
らにネギの作付をする予定だそうです。発展的な拡大志向で
ございます。どうかよろしくご願ひいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いた
します。
議案第5号、番号1、2及び3について、一括して採決し
ます。
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付す
ことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。

本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。

その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は2月5日金曜日、車庫棟2階第6会議室を予定していますので、御参集お願いいたします。

御苦労さまでございました。